

株主の皆さまへお知らせ

単元未満株式の買取・買増制度

当社の単元株式数は1,000株となっていますので、株主様がご所有の当社単元未満株（1,000株未満の株式）につきましては、証券市場での売買ができない、株主総会で議決権を行使できないなどの制約があります。当社では、このようなご不便を解消するために、単元未満株式の「買取」または「買増し」を当社に請求できる制度を実施していますので、下記のとおりご案内申し上げます。

記

単元未満株式の買取・買増制度の概要

- ・ 買取制度：ご所有の単元未満株式を当社に買取するよう請求できる制度です。
（例）当社株式を200株ご所有の場合、その200株を当社に売却し、代金を受領する。
- ・ 買増制度：ご所有の単元未満株式を1単元（1,000株）の株式にするために必要な数の株式を買増すことを当社に請求できる制度です。
（例）当社株式を200株ご所有の場合、800株を当社から購入し、1,000株にする。

お手続きの窓口

単元未満株式が記録されている口座	お手続きの窓口
証券会社の口座	お取引口座のある証券会社
同連絡先（注）	東京都府中市日鋼町1-1 電話 0120-232-711（通話無料） 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

（注）株主名簿管理人および特別口座の口座管理機関の事務拠点の移転に伴い、平成29年8月14日付にて上記のとおり変更しております。

買取請求の受付停止期間について

株主確定日（期末・中間基準日等）の前営業日から起算して3営業日前の日（株主確定日が休業日の場合は、株主確定日の前営業日から起算して4営業日前の日）から当該株主確定日までの期間、およびその他必要があると証券保管振替機構が認める日においては、買取請求の受付を停止いたします。

買増し請求の受付停止期間について

株主確定日（期末・中間基準日等）の前営業日から起算して10営業日前の日（株主確定日が休業日の場合は、株主確定日の前営業日から起算して11営業日前の日）から当該株主確定日までの間、その他発行会社または証券保管振替機構が必要と認めるときは、買増し請求の受付を停止いたします。